

鳥取県告示第166号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土地区画整理事業の名称
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 施行地区
米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部
- 4 事業施行期間
変更前 昭和45年7月7日から平成25年3月31日まで
変更後 昭和45年7月7日から平成27年3月31日まで
- 5 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和45年7月2日
- 7 事業計画の変更年月日
平成25年3月8日